

平成28年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第155号 「三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案」	1
-----------------------------------	---

II 所管事項説明

1 次期県立高等学校活性化計画（仮称）中間案について	2
2 いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について	24
3 「組み体操」等における事故防止の取組について	27
4 「文化交流ゾーン」について	29
5 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について	32
6 審議会等の審議状況について	39

別添 県立高等学校活性化計画（仮称）中間案

平成28年12月12日

教育委員会

議案第 155 号

「三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

県立特別支援学校玉城わかば学園に在籍している児童及び生徒の増加に伴い、県立特別支援学校の規模及び配置の適正化を図るため、松阪地域に特別支援学校を新設するものです。

2 改正内容

「三重県立松阪あゆみ特別支援学校」を新設します。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(参考) 三重県立松阪あゆみ特別支援学校について

1 学校の概要

- (1) 設置場所 松阪市久保町地内 (元三重中京大学校地)
- (2) 敷地面積 13,863.07 m² (延床面積 6,028.15 m²)
- (3) 対象 知的障がいのある児童生徒
- (4) 設置学部及び児童生徒数 (想定)
小学部約 20 名、中学部約 40 名、高等部約 80 名 計 約 140 名
- (5) 通学区域 松阪市、多気町、明和町、大台町

2 学校の特徴

(1) 自立と共生をめざす教育課程

子どもたちの年齢や発達段階に応じたキャリア教育やコミュニケーション指導の充実を中心に、小中高等部の学びがつながる教育課程を編成し、子どもたち一人ひとりに配慮した支援体制を築きます。高等部では、企業就労をめざすコースなど、特色ある複数の教育課程を編成し、卒業後の進路や生活を見据えた取組を行います。

(2) 立地を生かし地域に根ざした教育活動

新校は松阪市の市街地にあり、周辺には教育や福祉の関連施設等があることから、こうした機関を利活用した交流学习や職場実習を積極的に行うとともに、地域とのつながりを大切にしたい教育活動を進めます。また、隣接する松阪市子ども発達総合支援センターや福祉サービス事業所等との連携を図り、地域の子どもたちへ充実した指導・支援を行います。

(3) 特別支援教育のセンター的機能としての支援体制

松阪市及び多気郡の小中学校及び高等学校への指導・助言、また特別支援教育に係る情報発信や研修会の実施等を通じて、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

1 次期県立高等学校活性化計画（仮称）中間案について

現行の「県立高等学校活性化計画」の計画期間が平成 28 年度末で終了することから、次期の「県立高等学校活性化計画（仮称）」（以下「次期計画」という。）を策定しています。三重県教育改革推進会議における審議や地域協議会、県議会での意見をふまえ、別添のように中間案をとりまとめました。

中間案の概要は、以下のとおりです。

次期計画のポイント

- ① これからの社会で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方を踏まえた取組を位置づけたこと
- ② 人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれるなか、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③ 1 学年 2 学級の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

1 はじめに（別添 P 1）

（1）これまでの経緯

県教育委員会では、中学校卒業生数の減少が予測されるなか、「県立高等学校再編活性化基本計画」（平成 14～23 年度）および「県立高等学校活性化計画」（平成 24～28 年度）に基づき、学校の特色化・魅力化など活性化に取り組んできました。

（2）策定の趣旨

県立高等学校の活性化については、平成 27 年度に策定した「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」の方向性をふまえ、地域の状況、学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、高校教育を取り巻く環境変化などに対応するため新たな活性化計画を策定します。

（3）計画期間

平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間の計画とします。

2 県立高等学校をめぐる現状と課題（別添 P 2～P 4）

グローバル化や産業構造の変化など社会の急激な変化と、学習指導要領の改訂など国の教育改革に的確に対応していく必要があります。

（1）社会の変化

グローバル化・情報化の進展、産業構造の変化、人口減少の進行

(2) 教育をめぐる動き

国の教育改革等の状況、三重県の高校教育の状況

(3) ニーズの多様化

(4) 中学校卒業生数の減少

平成28年3月から平成33年3月までに、約2,200人減少の見込み

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方 (別添 P5～P6)

(1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成

将来予測が難しい社会にあって、主体的・対話的で深い学びへの転換を進めることで、自立する力や共生する力など、知識や技能の習得に加え、それらを活用する力を含めた、これからの時代を生き抜いていく力を育成します。

(2) 生命を大切に作る心を育み一人ひとりに応じた教育の実現

自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを育む教育に取り組むとともに、学び直しや日本語指導、特別な支援などさまざまな教育的ニーズに応じた支援に取り組みます。

(3) 人口減少社会における高等学校のあり方

地方創生の取組が進むなか、高等学校は「地域でどのような役割を担い地域に貢献するか」という視点で、地域や産業界は「子どもたちのために学校とともに取り組む」という視点で相互に協力して学校の活性化を図ります。

(4) 学校の組織力と教職員の資質の向上

校長をはじめ全ての教職員が学校マネジメントの考え方のもと、継続的な改善活動に取り組むとともに、専門性の向上など、教職員の資質・能力を高める取組を進めます。

4 県立高等学校活性化のための取組

活性化の具体的な取組を進めるにあたっては、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」をふまえ、生徒や地域の状況など各学校の実態等に応じて、次の取組を進めます。

(1) 新しい時代に求められる学びへの変革 (別添 P7～P9)

- ① 主体的で深い学びに協働して取り組む教育の充実
- ② 生徒の成長を促す評価方法の改善
- ③ カリキュラム・マネジメントを取り入れた学校教育の改善
- ④ ICT活用による学びの充実
- ⑤ 特別活動等の活性化

(2) 社会とつながり貢献する力の育成 (別添 P 9 ~ P 11)

- ①社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進
- ②グローバル人材の育成
- ③キャリア教育の推進
- ④学校の枠を越えた学びの充実

(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進 (別添 P 11 ~ P 13)

- ①学びに向かう力を育む教育の推進
- ②特別支援教育の充実
- ③定時制教育・通信制教育の充実
- ④外国人生徒教育の充実
- ⑤経済的に不利な環境にある生徒への支援

(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進 (別添 P 14 ~ P 15)

- ①地域を学び場とした教育の充実
- ②大学等と連携した教育の推進
- ③産業界と連携した職業教育の推進
- ④地域に根ざした防災教育の推進

(5) 新しい学びと多様で専門的な教育を実践する教職員の育成 (別添 P 15 ~ P 16)

- ①授業力の向上
- ②多様な教育課題への対応
- ③組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方

(1) 各学科の活性化 (別添 P 17 ~ P 20)

各学科の現状と課題および活性化の方向性をふまえ、活性化の取組を進めます。

- ①現状と課題
- ②各学科の活性化の方向性

(2) 県立高等学校の規模と配置 (別添 P 20 ~ P 22)

①基本的な考え方

- ・ 集団のなかで社会性を身につけることや多様な選択科目の開設が求められていることなどから一定の学校規模が必要であるという視点と、地域の担い手育成などの地方創生や通学実態など教育機会の保障という視点の両面から、地域の状況、学校の果たす役割、学校・学科の特色等に配慮しつつ、総合的に検討します。
- ・ 今後の地域の高等学校の活性化については、生徒はもとより、県民の方々が学校の特色や果たす役割などに積極的な意義を感じ、

「行きたい学校」、「誇りに思う学校」となることを目指し、学校、地域や産業界、行政等、全ての関係者が当事者意識を持って具体的な方策をともに考え、行動していく必要があります。

②高等学校の規模と配置

(望ましい学校規模)

- ・社会性の育成、学校行事や部活動の充実等のためには一定の規模が必要となることなどから、多くの県で1学年4学級から8学級を適正規模としている状況をふまえるとともに、本県の地理的特徴や地域により状況が異なることを考慮し、望ましい学校規模については、引き続き1学年3学級から8学級とします。

(1学年2学級以下の高等学校)

- ・1学年2学級の高等学校は、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、特に存続が必要と考えられる場合には、以下のように活性化に取り組みます。

ア 学校ごとに、市町関係者、地元産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する協議会を設置し、それぞれが活性化の具体的方策を検討したうえで、一体となって活性化に取り組みます。

イ 活性化の取組期間は、3年間を原則とし、毎年度検証を行い、3年経過後に、その後の方向性を検討します。

活性化に係る取組期間中に、大幅な欠員が生じた場合には、3年間の活性化の取組を継続しつつ、必要に応じて学級減を行います。

ウ 1学級規模となった学校については、取組期間3年目を含め2年連続して入学者数が定員の3分の2に満たない場合には、統廃合や設置形態の変更などを協議します。

活性化計画最終年度の平成33年度に、総括的な検証を行い、その後のあり方を改めて検討します。

- ・1学年2学級の高等学校のうち、地域の協力による活性化の取組が困難な場合等は統廃合等を視野に入れて協議します。

(1学年3学級以上の高等学校)

- ・1学年3学級の高等学校は、今後、中学校卒業者数の減少が予測されるなかで、学校の活力を維持していく観点から、状況に応じて、2学級の学校と同様の協議会を設置し、活性化の取組を進めます。

- ・1学年9学級の高等学校については、8学級以下の学校規模となるよう、各地域の中学校卒業者数の推移等を考慮しつつ検討を進めます。

6 今後の策定スケジュール

県民、各地域協議会、市町教育委員会、県議会等の意見をふまえ、教育改革推進会議の審議等を経て最終案を策定します。

12月中旬～1月中旬 パブリックコメント

3月13日 教育警察常任委員会 最終案の説明

3月 教育委員会定例会 議決

骨子案からの中間案への主な変更点

番号	骨子案	中間案	変更点
1	<p>4 県立高等学校活性化のための取組</p> <p>(2) 社会とつながり貢献する力の育成</p> <p style="padding-left: 2em;">②キャリア教育・職業教育の充実</p> <p>(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">③産業界と連携した教育の推進</p>	<p>4 県立高等学校活性化のための取組</p> <p>(2) 社会とつながり貢献する力の育成</p> <p style="padding-left: 2em;">③<u>キャリア教育の推進</u></p> <p>(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">③<u>産業界と連携した職業教育の推進</u></p>	<p>重複記述を解消するため構成を変更</p> <p>(教育改革推進会議意見の反映)</p>
2	<p>P 3</p> <p>生徒一人ひとりに応じた教育の実現</p>	<p>P 5</p> <p><u>生命を大切に</u>する心を育み一人ひとりに応じた教育の実現</p>	<p>表題の変更</p>
3	—	<p>P 5</p> <p>○学校教育全体において、自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを育む教育に取り組む。また、一人ひとりの存在や思いが大切にされ、多様性を認め合う学校づくりを進める。</p>	<p>記述の追加</p> <p>(教育改革推進会議意見の反映)</p>
4	<p>P 3</p> <p>○いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期解決に努めるとともに、不登校の状況にある生徒へ適切な支援を行うなど、生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組む。</p>	<p>P 5</p> <p>○「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを徹底して守り通す」という覚悟をもって、いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期解決に努めるとともに、不登校の状況にある生徒へ適切な支援を行うなど、安心して学校生活を送れるよう取り組む。</p>	<p>記述の精査</p>

番号	骨子案	中間案	変更点
5	<p>P 4</p> <p>○基礎・基本となる学力の定着に加えて、習得・活用・探究という学習プロセスを展開し、「どのように学ぶか」という学びの質の転換や、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した教育を推進する。</p> <p>○新しい時代に必要となる力の育成など、能動的・探究的な学びに特化した学科やコースの設置について研究する。</p>	<p>P 7</p> <p>○これからの社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能、協働して課題を解決していくための思考力・判断力・表現力等、リーダーシップやチームワーク、優しさや思いやりなどの人間性を含めた資質・能力を育むため、生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動を取り入れた教育を推進する。</p> <p>○生徒が学ぶことに興味・関心を持ち、自分の将来と結びつけて学習に取り組む「主体的な学び」、生徒が他の生徒や教職員、地域の人と対話しながら、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」、各教科等で得た知識や考え方を活用して問題解決等に向けて探究する「深い学び」の視点で、「どのように学ぶか」という学びの質を重視した教育に取り組む。</p> <p>○生徒が各教科等で身につけた力を基礎として、「総合的な学習の時間」や特別活動のなかで、教科横断的な学びや社会に参画する活動を取り入れることで、実社会のさまざまな場面で活用できる能力の育成を目指す。</p> <p>○将来への人生観の礎を築き、論理的に物事を考える土台となる力を養うため、読書や体験活動等を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識とともに、それらを統合して考える力を育む教育を推進する。</p>	記述の充実

番号	骨子案	中間案	変更点
6	—	P 7 ○生徒一人ひとりの基礎学力の定着を図り、高等学校教育の質の確保につながるよう、県独自の「みえベーシックチェック（仮称）」を活用して各学校が自校生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫・改善に取り組む。	取組の追加
7	—	P 8 ○生徒の状況や地域の特色等に応じた教育課程を編成し実施していくため、各学校が目指す教育内容や教育活動に必要な地域の人的・物的資源の効果的な活用を促進する。	取組の追加
8	—	P 9 ○福祉施設や幼稚園・保育所等との交流、地域イベントへの協力などを通じて生徒の文化的な活動を地域に広げるにより、自己肯定感や意欲を高めるとともに、活動の経験を活かして、地域で主体的に活躍していく力を育む。	取組の追加 (教育改革推進会議意見の反映)
9	—	P 10 ○インターネットやスマートフォンなどの急激な普及により、SNS等でのトラブルやいじめが社会問題となっていることから、インターネット利用に関わるルールやマナーとスマートフォン等の適切な使い方を身につけられるよう情報モラル教育に取り組む。	取組の追加 (県立校長会意見の反映)
10	—	P 10 ○労働や社会保障制度等に関する知識を身につけ、生涯にわたる自己の生き方や働き方について考える力を育むため、関係機関や団体等と連携して働く意義や労働者の権利と義務等を学ぶ講座を拡充する。	取組の追加

番号	骨子案	中間案	変更点
11	—	P10 ○語学力の向上や国際理解の促進とともに、世界の人々と協調していく態度を育成するために、大学との連携等を通じて、世界の課題に係る研究や論文作成等、発展的に学習できる機会を拡充する。	取組の追加
12	—	P11 ○将来に対する目的意識や学習意欲の向上につながるよう、企業や大学で活躍する卒業生から仕事や大学生活等について学ぶ機会の拡充と就職や職場定着の支援に係る外部人材等の効果的な活用を促進する。	取組の追加 (教育改革推進会議意見の反映)
13	—	P11 ○さまざまな学校の生徒が集い、各校の特色ある学習成果を発表し、今日的な課題について意見交換する「高校生フォーラム」を開催することで、学習成果の共有や学習意欲の向上につなげる。	取組の追加
14	—	P12 ○特別な支援を必要とする生徒により適切な支援ができるよう、特別支援学校や医療・福祉等の関係機関との連携を推進する。	取組の追加
15	—	P12 ○定時制・通信制課程に学ぶ生徒が自尊感情を高められるよう、学校や社会での生活について発表し、他の生徒と共有する「定時制・通信制生徒生活体験発表会」を継続して開催する。	取組の追加 (常任委員会意見の反映)

番号	骨子案	中間案	変更点
16	—	P 13 ○生徒が安定した高校生活を送るとともに、将来に対する目的意識を持つことができるよう、地域の経済団体や関係機関等と連携し、定時制課程で学ぶ生徒の状況や卒業後の進路希望等に応じた就労支援や就職指導に取り組む。	取組の追加 (常任委員会意見の反映)
17	—	P 13 ○教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対して、高校生等奨学給付金を支給する。	取組の追加
18	—	P 13 ○経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、三重県高等学校等修学奨学金を貸与する。また、生徒・保護者が利用しやすくなるよう、継続的に制度の改善を図る。	取組の追加
19	—	P 14 ○持続可能な社会づくりの担い手となる資質や能力を育成するため、地域の環境問題等に関する講演会などを通じ、環境への関心を高め、世界が直面している課題を自らの生活や地域課題と結びつけて考える機会を拡充する。	取組の追加 (県立校長会意見の反映)
20	—	P 14 ○地域の課題解決や活性化に取り組む県内外の高校生が集う「高校生地域創造サミット(仮称)」を実施し、発表やディスカッションを通じて、生徒が自らの取組の良さや改善点を認識することにより、自信や意欲の向上を図る。	取組の追加

番号	骨子案	中間案	変更点
21	—	P 14 ○生徒のより発展的な学習ニーズに対応するとともに、大学での専門教育への円滑な接続につながるよう、最先端の研究を行っている大学等と連携したセミナーや研修、実験・実習等を実施する。	取組の追加 (教育改革推進会議意見の反映)
22	—	P 14 ○スーパーサイエンスハイスクール指定校における課外授業や部活動に、中学生が参加し発展的な学習や研究に触れる機会を設けるなど、中学校と高等学校の学習内容の接続を図り、生徒の学びを継続・深化させるための取組を検討する。	取組の追加
23	—	P 15 ○地域産業を牽引する技術者を育成するため、工業高等学校に専攻科を設置し、地域の企業との連携のもと、デュアルシステムなどを通じて実践的な知識・技能や技術の定着を図る。そのため、地域・産業界等とともにネットワークを構築し、産業界からの講師派遣や企業の持つ設備等を活用した学習環境の構築を推進する。	取組の追加
24	—	P 16 ○教員の指導力向上につながるよう、教職大学院等との連携を推進し、大学教員の学校訪問等を通じて、最新の教育理論や実践例に触れる機会を創出する。	取組の追加 (教育改革推進会議意見の反映)
25	—	P 16 ○教育委員会と教員養成を行う大学等で構成する協議会を設置し、教員養成や教員研修等について協議を行うことにより、教員の資質向上に取り組む。	取組の追加

番号	骨子案	中間案	変更点
26	<p>P10</p> <p>5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方</p> <p>(1) 各学科の活性化の現状と課題</p> <p>○本県の県立高等学校は、全日制課程を54校に、定時制課程を13校に、通信制課程を2校に設置している。また、普通科、専門学科、総合学科の割合は、およそ6:3:1となっている。</p> <p>○これまで少子化が進行するなかで、地域や子どもたちの学習ニーズ等を踏まえつつ、専門学科の拠点化や学科の新設・改編、通学区域に1校以上の総合学科の設置、普通科における特色ある学科・コースの設置、特色ある教育活動の推進など、県立高等学校の活性化を進めてきた。</p>	<p>P17~20</p> <p>5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方</p> <p>(1) 各学科の活性化</p> <p>全ての高等学校において、学校の状況や生徒の実態に応じて、「4県立高等学校活性化のための取組」に基づいて取組を進める。また、高校教育を取り巻く環境が変化するなかで、各学科については、以下の方向性をふまえ、活性化に取り組む。</p> <p>①現状と課題</p> <p>○これまで、地域や生徒の学習ニーズ等をふまえつつ、専門学科の拠点化や学科の新設・改編、通学区域に1校以上の総合学科の設置、普通科における特色ある学科・コースの設置、特色ある教育活動の推進など、県立高等学校の活性化を進めてきた。</p> <p>○本県における学科の定員については、将来の職業選択を視野に入れた学びに対するニーズや地域や産業の担い手育成に対するニーズ等をふまえ、全日制課程の普通科、専門学科、総合学科の比率を、およそ6:3:1としている。</p> <p>○生徒が主体的に卒業後の進路を選択し自己実現を図ることができるよう、各学校が生徒の状況等に応じたキャリア教育を推進するとともに、職業系専門学科における専門教育の充実に取り組んでいる。県立高等学校卒業者の進路（平成26年度卒業生）については、大学・短大への進学率が45.0%（全国：</p>	記述の充実

番号	骨子案	中間案	変更点
		<p>49.8%)、就職率が32.4%(全国：21.3%)となっており、全国と比較して就職者の割合が高い。</p> <p>ア 普通科・普通科系専門学科</p> <p>○普通科に学ぶ生徒の進路希望は、大学、短大、専修学校への進学や就職等、多岐にわたっていることから、発展的な内容を学習する機会の提供、義務教育段階の学習内容を学び直す機会の提供、幅広い進路希望に対応した指導等、生徒の実態に応じた取組が必要である。</p> <p>○普通科においては、進学を希望する生徒が多いことなど、学ぶことと働くことをつながりを実感しにくい傾向があるため、全ての生徒に望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育むキャリア教育に一層取り組む必要がある。</p> <p>○卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科高校では、高等学校での学習内容の確実な定着とともに、社会における一般的なマナーや働き方に関する理解など、在学中から社会人として生きていくための資質や能力を育む教育が必要である。</p> <p>○平成32年度から「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」が実施される予定となっており、特に大学進学を希望する生徒の多い学校においては、教育内容の工夫など、適切に対応していくことが求められている。</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
		<p>イ 職業系専門学科</p> <p>○人口減少が進むなかで、県内各地域で産業の中核を担う人材や後継者等の不足が課題となっている。また、地方創生の観点から、新たな産業や仕事の創出、地域を活かした商品の開発など、地域を活性化していくことができる人材が求められている。</p> <p>○グローバル化の進展に伴い、就職後に海外で勤務する卒業生が増加していることから、郷土の歴史・文化に関する知識や異なる文化に対する理解、英語によるコミュニケーション能力、海外勤務等に関する知識、多様な考え方を持つ人々と協働して課題を解決していく力が求められている。</p> <p>○普通教科に関する学力の確実な習得に加え、専門学科から大学、短大、専修学校へ進学する生徒が増えていることから、進路状況に応じて高等教育との接続も視野に入れた専門教育の充実等、専門学科ならではの教育課程を一層工夫していく必要がある。</p> <p>ウ 総合学科</p> <p>○原則として全員が履修する科目「産業社会と人間」を中心とした将来の進路への自覚を深める学習や特色ある教育活動の実施など、総合学科の趣旨に即した教育活動が展開されている。その反面、科目選択の自由度が高いことにより、系統的な学力や専門性が十分身につかない場合があるという課題も指摘されている。</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
	<p>○人口減少社会が進行するなかで、県内各地域では地域の担い手の育成や若者の県内定着等、地方創生の取組が進められている。こうした地域の活性化や担い手育成等のニーズに応えるための学科等の新設・改編については、地域全体の学科のあり方や教育内容の見直しも合わせて検討していく必要がある。</p>	<p>○学校の規模や生徒の実態、地域の状況に応じて、大学や地域と連携した授業をはじめとした単位制による幅広い選択科目の開設など、総合学科の特色を生かして、地方創生など社会の変化やニーズの多様化に適切に対応していく必要がある。</p> <p>○総合学科は、普通科、専門学科に並ぶ新たな学科として平成6年度から設置され、本県では各地域に8校設置しているが、今なお、中学生や保護者の総合学科への理解や認知度が低いとの指摘もあるため、教育内容等について、一層の周知が必要である。</p> <p>②各学科の活性化の方向性</p> <p>○人口減少が進行するなかで、県内各地域では地域の担い手の育成や若者の県内定着等、地方創生の取組が進められている。こうした地域の活性化や担い手育成等のニーズに応えるための学科等の新設・改編については、地域全体の学科のあり方や教育内容の見直しも合わせて検討する。</p> <p>ア 普通科・普通科系専門学科</p> <p>○大学等への進学を希望する生徒が多い学校では、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の趣旨をふまえて指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、学校間で指導方法等の情報共有を図ることや生徒が学校の枠を越えてともに学ぶ機会を設けることなどを通じて県全体の指導の充実を図る。また、生</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
		<p>徒が自らの将来のキャリアプランをイメージできるよう、大学の研究室や企業における実務等を体験する機会を拡充する。</p> <p>○就職希望者が多い学校では、基礎学力の確実な定着に加えて、生徒の意欲を一層引き出すよう、教えあい学びあうなど生徒が主体的で協働的に取り組む授業づくりを推進する。また、地域や企業等と連携した体験的な学習機会を設けたり、職業に関する科目や学校設定科目を効果的に取り入れたりするなど、職業に対する理解と目的意識の向上を図り、適切な職業選択につなげるとともに、社会人として求められるマナーやルール、働き方に関する知識の定着、コミュニケーション能力等の育成を図る。</p> <p>○普通科系専門学科やコースでは、その特色を活かし、大学等と連携しながらより高度で発展的な内容の学習機会を提供し、専門性を活かした進路実現につなげるとともに、専門教育の拠点として、他の学校や学科に指導方法等の普及を図る。</p> <p>イ 職業系専門学科</p> <p>○ものづくりやサービス等のさまざまな分野で中核的な役割を担う力や新たな「もの」や「仕組み」を創造しようとする意欲を育むため、高度な資格取得や企業での実習、商品開発など、実践的で体験的な学習を推進する。また、インターンシップや職業人からの講</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
		<p>話、企業との協働等を通じて、地域の産業に対する理解を深めるとともに、地域に貢献していく意欲の向上を図る。</p> <p>○価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成するため、語学力やコミュニケーション能力の向上とともに、郷土や異文化に対する理解を深める取組を推進する。また、海外での仕事に対する関心や理解を高めるため、海外インターンシップや外国での勤務経験がある職業人の講話などを実施する。</p> <p>○専門学科の生徒が、将来に対する明確な目的意識を持つとともに、より高度な知識や技術を習得できるよう、大学での講義や実験を体験する機会を拡充する。</p> <p>○産業構造の変化に対応できる幅広い視野や知識が身につくよう、学科を越えて専門分野以外の内容を学ぶことができる総合選択制や学校間連携などの方策について検討する。</p> <p>ウ 総合学科</p> <p>○生徒が主体的に選択して学習する総合学科の特色を活かした教育活動の充実を図るため、地域や大学等の学校外の人材や資源を積極的に活用し、多様な分野の学習機会を提供する。また、社会の変化や生徒の学習ニーズ、地域の担い手育成に関するニーズ等に適切に対応するため、教育内容や系列について継続的な見直しを進める。</p> <p>○生徒が目的を持って系統的に系列や科目を選択できるよう、「産業社</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
		<p>会と人間」における効果的な指導の工夫やキャリアガイダンスの充実を図るとともに、各種資格取得に向けた学習を取り入れるなど、教育課程の工夫・改善を図る。</p> <p>○中学生や保護者、地域の方々が総合学科の特色について理解を深められるよう、地域での学習活動や小中学校への出前授業などを推進するとともに、成果発表会等を通じて、学校での実践や課題研究の成果、総合学科の魅力等を一層積極的に発信する。</p>	
27	<p>P10</p> <p>(2) 県立高等学校の規模と配置について</p> <p>①基本的な考え方</p> <p>○学校では、生徒が集団のなかで多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけることが重要である。</p> <p>○高等学校では、生徒の実態や進路希望等に応じた多様な選択科目の設置等が求められていることから、一定の教員数が必要となる。</p> <p>○地方創生や教育機会の保障等の観点から、学校の規模だけでなく地域の状況や学校の果たす役割等を踏まえてあり方を検討する必要がある。</p>	<p>P20</p> <p>(2) 県立高等学校の規模と配置</p> <p>①基本的な考え方</p> <p>○高等学校においては、生徒が集団のなかで多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけることが重要である。また、生徒の実態や進路希望等に応じた多様な選択科目の開設が求められていることや専門性などでバランスのとれた教員配置が望ましいことから、一定の教員数が必要である。</p> <p>○高等学校の配置については、学校の規模だけでなく、地域の担い手育成や若者の地域への定着などの地方創生の取組が進められていることや、生徒の通学などの教育機会の保障に配慮することなどをふまえて考える必要がある。</p> <p>○高等学校の規模や配置、学科のあり方については、以上の2つの視点から、地域の状況、学校の果たす役割、学校・学科の特色等に配</p>	記述の精査

番号	骨子案	中間案	変更点
	<p>○今後の地域の高等学校の活性化については、学校の置かれた環境のなかで、学校、地域、行政等、すべての関係者が当事者意識をもってどのように関わっていくかを考えて、ともに行動していく必要がある。</p>	<p>慮しつつ、総合的に検討する。</p> <p>○今後の地域の高等学校の活性化については、生徒はもとより、県民の方々が学校の特色や果たす役割などに積極的な意義を感じ、「行きたい学校」、「誇りに思う学校」となることを目指して取り組んでいくことが重要である。そのため、学校の置かれた環境のなかで、学校、地域や産業界、行政等、全ての関係者が当事者意識を持って具体的な方策をともに考え、行動していく必要がある。</p>	
28	<p>P11</p> <p>②高等学校の規模と配置</p> <p>○学校教育法施行規則において、中学校の学級数は、1学年4学級から6学級を標準とされている。文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、生徒に社会性等を身につけるなどの教育を十分に行うためには、一定の児童生徒の集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいとの観点から、一定の学校規模が必要としている。</p> <p>○高等学校は社会への接続の面などで、社会性の育成がさらに重要となること、生徒の学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設や、学校行事や部活動を十分に行うためには一定の規模が必要となることなどから、多くの県で1学年4から8学級を適正規模としてい</p>	<p>P21～22</p> <p>②高等学校の規模と配置</p> <p>(望ましい学校規模)</p> <p>○高等学校は社会への接続の面などで社会性の育成が重要となること、学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のためには一定の規模が必要となることなどから、多くの県で1学年4学級から8学級を適正規模としている。こうした状況</p>	記述の充実

番号	骨子案	中間案	変更点
	<p>る。こうした状況を踏まえるとともに、本県の地理的な特徴を考慮して、原則として1学年3学級から8学級を<u>適正規模</u>とする。</p> <p>○適正規模を下まわることとなる小規模校の活性化、規模の適正化については、次の考え方を基本として、今後さらに検討を進める。</p> <p>ア 1学年2学級の規模をコンセプトの一つとして開校した学校については、改めて設置の意義、その後の状況や環境の変化等を検証し、今後のあり方を検討する。</p> <p>イ 1学年2学級の高等学校については、改めて設置の意義を検証し、原則として分校とするとともに、近隣の高等学校との統廃合を視野に入れて活性化に係る協議を行うが、設置の意義を検証するなかで、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学の実態等から、特に存続が必要と考えられる学校については、本校としての存続を検討する。</p> <p>ウ 1学年2学級の本校として存続する際には、一定の期間を設定し、地域の人材の活用やICTを活用した学習機会の充実など、小規模校のデメリットを最小化するよう取り組むとともに、生徒へのきめ細かい指導など、小規模校のメリットを生かして、地元市町や地域と連携した活性化に取り組む。こ</p>	<p>をふまえるとともに、本県の地理的な特徴や地域により状況が大きく異なることを考慮して、<u>望ましい学校規模</u>については、引き続き1学年3学級から8学級とする。</p> <p>(1学年2学級以下の高等学校)</p> <p>○1学年2学級の高等学校は、改めて設置の意義を検証しつつ、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、特に存続が必要と考えられる場合には、以下のように活性化に取り組む。</p> <p>ア 学校ごとに、市町関係者、地元産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する協議会を設置し、学校や地域等の関係者が役割を分担しながら、それぞれが活性化の具体的方策を検討したうえで、計画を策定し一体となって実施していくことで活性化に取り組む。</p> <p>その際、学校は「地域でどのような役割を担い地域に貢献するか」という視点で、地域や産業界は「子どもたちのために学校とともに取り組む」という視点で、取組を進める。</p> <p>(取組の具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町や産業界による学習支援や学習機会の提供、ICTを活用した他校との連携等の小規模校のデメリットの最小化 ・生徒へのきめ細かい指導や地域における学校全体での体験活動の実施等の小規模校のメリットの効果 	<p>(常任委員会意見の反映)</p>

番号	骨子案	中間案	変更点
	<p>うした取組の結果、状況が改善しない場合は、分校化や他校との統合、設置形態の変更など、生徒の学びを保障するためのあらゆる可能性について協議する。</p>	<p>的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした特色ある教育の推進、大学との連携、地元小中学校と協働した活動 等 <p>イ 活性化の取組期間は、3年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、3年経過後に、その後の方向性を検討する。なお、活性化に係る取組期間中に、大幅な欠員が生じた場合には、3年間の活性化の取組を継続しつつ、地域の中学校卒業者数の見込み等をふまえ、必要に応じて学級減を行うこととする。</p> <p>ウ 3年間の取組期間が経過した後、2学級規模を維持している学校は、本活性化計画の期間中、引き続き活性化に取り組むこととする。また、1学級規模となった学校については、取組期間3年目を含め2年連続して入学者数が定員の3分の2に満たない場合には、生徒にとって望ましい教育環境を整備する観点から、統廃合や設置形態の変更など、生徒の学びを保障するためのあらゆる可能性について協議する。</p> <p>活性化計画最終年度の平成 33年度に、総括的な検証を行い、その後のあり方を改めて検討することとする。</p> <p>○1学年2学級の高等学校のうち、地域の協力による活性化の取組が困難な場合や地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を</p>	

番号	骨子案	中間案	変更点
	<p>○1 学年3 学級以上の学校であっても地域における学習ニーズへの対応や、魅力ある教育環境の整備を図る観点から必要である場合には、地域全体の高等学校のあり方を考えるなかで、近隣の高等学校との統廃合等による活性化も検討する。</p>	<p>考慮しても、近隣の高等学校との統廃合や分校化がよりよい教育環境を維持するうえで望ましいと考えられる場合には、統廃合等を視野に入れて活性化に係る協議を行う。</p> <p>(1 学年3 学級以上の高等学校)</p> <p>○1 学年3 学級の高等学校は、今後、中学校卒業者数の減少が予測されるなかで、学校の活力を維持していく観点から、状況に応じて、上記の2 学級の学校と同様の協議会を設置し、2 学級の学校に準じて活性化の取組を進める。</p> <p>○1 学年9 学級の高等学校については、8 学級以下の学校規模となるよう、各地域の中学校卒業者数の推移等を考慮しつつ検討を進める。</p> <p>○地域における学習ニーズへの対応や魅力ある教育環境の整備を図る観点から必要である場合には、1 学年3 学級以上の高等学校であっても、地域全体の高等学校のあり方を考えるなかで、近隣の高等学校との統廃合等による活性化も検討する。</p>	

2 いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について

平成28年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（9月調査）結果概要

1 調査の経緯

大津市での事案をはじめとする全国的ないじめの問題を受け、平成24年9月に、文部科学省が全国一斉に緊急調査を実施しました。本県では、当該年度前半（4月から9月）におけるいじめの認知件数をはじめ、いじめの問題に関する県内の状況を把握するために、平成25年度以降も、毎年9月に県教育委員会独自で調査を実施しています。

本年9月に実施した調査結果の概要は、以下のとおりです。

2 調査結果の概要

(1) いじめの認知件数等（平成28年4月から9月末まで）

【いじめの認知件数（校種別）】 (単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H27(9月末現在)	533	342	45	2	922
H28(9月末現在)	1,380	513	106	4	2,003
H28-H27	847	171	61	2	1,081

(参考) 平成27年度（年間）のいじめの認知件数 (単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H27年度	871	504	125	10	1,510

(文部科学省 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より)

【解消しているものの割合（解消率）】 (単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27(9月末現在)	65.3	68.1	60.0	50.0	66.1
H28(9月末現在)	83.1	71.7	81.1	25.0	80.0
H28-H27	17.8	3.6	21.1	▲25.0	13.9

- 平成27年8月以降、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案を含め、積極的にいじめを認知するよう学校に求めてきました。今年度、この考えがより浸透し、各学校が積極的ないじめの認知に努めた結果、件数の大幅な増加につながったと考えられます。
- いじめの態様（複数回答）については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が66.2%（昨年度73.0%）と、昨年度同様に最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が17.9%（昨年度21.9%）となっています。

(2) 学校の取組状況

【いじめの問題に関する校内研修の実施(前年度の実績)】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28-H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【情報モラル教育の実施(前年度の実績)】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	92.3	96.2	100.0	100.0	94.3
H28	98.1	98.1	100.0	100.0	98.4
H28-H27	5.8	1.9	0.0	0.0	4.1

【学期に1回以上の定期的なアンケート調査の実施(前年度の実績)】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28-H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【アンケート調査がいじめの未然防止等に効果をもたらすと回答する学校】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	98.7	98.1	89.4	100.0	97.6
H28	99.5	99.4	91.2	100.0	98.5
H28-H27	0.8	1.3	1.8	0.0	0.9

- ・ 全ての学校でいじめの問題に関する生徒指導等の校内研修が実施されており、また、情報モラル教育を実施している学校が増加しています。
- ・ 全ての学校において、学期に1回以上、いじめに関する定期的なアンケート調査が実施されています。各学校では、アンケート調査の実施に加え、個人ノートや面談等による日々の活動を通して、いじめの早期発見、早期対応への取組が行われています。

(3) 市町教育委員会の取組状況

【学校に対する指導】 (29市町中)

	学校の「いじめ防止基本方針」に基づいた取組を行うよう指導している	いじめの防止等のための組織を活用した取組を行うよう指導している	学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施するよう指導している
H27	29	29	29
H28	29	29	29
H28-H27	0	0	0

【研修の実施等】

(29市町中)

	いじめの問題に関する教員を対象とした研修の実施（県主催の研修を除く）	学校警察連絡協議会を年に複数回開催している（9月時点での回答）	いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある
H27	22	23	3
H28	20	29	7
H28-H27	▲2	6	4

- ・ 研修が実施されていない市町は、県教育委員会が主催する生徒指導担当者研修会等に教員が参加しています。
- ・ 全ての市町で学校警察連絡協議会が設置され、年複数回開催されています。
- ・ 指導上困難な課題を抱える学校に対しては、指導主事の派遣に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等による重点的な指導、支援が行われています。

3 今後の対応方針

- (1) 本調査結果を市町教育委員会及び県立学校へ周知し、市町及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、教員が抱え込むことなく情報共有を図るなどにより、組織的な対応が行われるよう指導・助言を行ってまいります。
- (2) 11月の「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」の期間中に、各学校の実情に応じて、いじめ防止等の取組を積極的に行うよう働きかけました。学校の取組状況等をまとめて、好事例を市町や学校に紹介するなど、今後の取組に活かしてまいります。
 なお、学校は家庭に次いで子どもが過ごす時間が長く、子どもの状況を把握しやすい立場にあることから、県教育委員会では、「学校での児童虐待気づきリスト」を健康福祉部や警察等と連携しながら作成・配布したところであり、活用を促してまいります。
- (3) 「いじめ防止対策推進法」の施行（平成25年9月）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（平成25年10月）から3年が経過し、国においては、見直しに向けた検討が進められています。また、道徳の授業や特別活動等でいじめについて議論するための実践的な事例集等も提供される予定です。これら国の動向も注視しつつ、市町教育委員会や学校に情報共有を図り、いじめの防止等の取組に活かしてまいります。
- (4) 学校だけでは解決することが難しい事案については、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等によるチーム支援を行うとともに、必要に応じて弁護士相談を行うなど、市町教育委員会及び学校を支援してまいります。

3 「組み体操」等における事故防止の取組について

1 「組み体操」等における事故防止のこれまでの取組について

運動会等で実施される「組み体操」等については、全国で年間 8,000 件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところです。県内公立小中学校においても、平成 26 年度は 195 件、平成 27 年度は 175 件発生しており、「死亡・後遺障害」等は 0 件でしたが、2 年間で 370 件発生していました。

このため、「組み体操」等における事故防止に向けて、以下の取組を進めてきました。

- (1) 平成 28 年 1 月、市町教育委員会に対して「組み体操」等に係る事故の発生状況について調査し、調査結果に基づいて、市町教育委員会体育担当者会議において、事故防止に向けた検討を行いました。
- (2) 平成 28 年 3 月、県教育委員会として、調査や検討結果を整理し、スポーツ庁から示された指針等とも整合を図ったうえで、「組み体操における事故防止の指導上留意点」として取りまとめ、市町教育委員会を通じて全ての学校に周知を行いました。
また、各市町教育委員会は、校長会や各校体育担当者会議等において過度に高さを求めるのではなく、各校の実態に合わせた安全対策の取組を進めるよう、注意喚起と安全対策を講じるよう働きかけを行いました。
- (3) 平成 28 年 7 月、日本体育大学荒木達雄教授を講師として招聘し、各学校の体育担当者を対象とした、安全な「組み体操」等の指導の実技研修等を実施するとともに、より多くの教員が研修内容を共有できるように、ネット DE 研修講座として、インターネット上で視聴できるようにしました。

2 平成 28 年度「組み体操」等における事故発生状況について

(1) 平成 28 年度運動会・体育祭等における「組み体操」等の実施状況

小学校：287 校（全 371 校のうち、77.4%）

中学校：13 校（全 157 校のうち、8.3%）

【参考】平成 27 年度において、「組み体操」等を実施した学校

小学校：314 校（全 375 校のうち、83.7%）

中学校：13 校（全 158 校のうち、8.2%）

(2) 平成 28 年度「組み体操」等における事故発生件数（平成 28 年 12 月 1 日現在）

県内公立小中学校における「組み体操」等における事故発生件数（表 1）は、前年度の半数以下の 84 件となり、その内、骨折件数も、前年度の 3 分の 1 程度の 17 件に減少しました。このことは、県・市町教育委員会・学校が連携して事故防止に向けて取り組んだことにより、専門的な練習方法の理解や各校における安全対策が進んできた成果であると考えます。

引き続き、市町教育委員会と連携し、研修会等を通じて各学校に「組み体操」等における事故防止の好事例を共有するなど事故防止に努めてまいります。（参考）

表1 「組み体操」等における事故発生件数

	事故	うち骨折
平成26年度	195	62
平成27年度	175	52
平成28年度	84	17

(平成28年12月1日現在)

表2 事故の発生状況等について (件)

	ピラミッド	タワー	肩車 サボテン	倒立	飛行機	隊形 移動中	その他	計
平成26年度	41	41	43	37	6	5	22	195
平成27年度	40	32	42	24	11	5	21	175
平成28年度	9	11	23	15	4	4	18	84

表3 骨折事例の発生状況等について (件)

	ピラミッド	タワー	肩車 サボテン	倒立	飛行機	隊形 移動中	その他	計
平成26年度	12	14	11	16	0	2	7	62
平成27年度	11	12	11	5	6	1	6	52
平成28年度	2	0	3	5	0	3	4	17

【参考】各市町、各校での取組例

【市町】

- 校長会等で、県教育委員会からの通知、冊子等を配付し、保護者・地域の理解のもと、安全に配慮して行うよう指導した。
- 各校から「組み体操」等の練習計画を提出させ、安全に配慮する意識を徹底させた。
- 事故が発生したら、学校はすぐに教育委員会へ報告し、教育委員会は学校へ行き、事故が発生した時の詳細や今後の対応等の聞き取りを行った。
- 県の指針に加え、練習期間を1か月以上とするよう通知した。

【学校】

- 冊子「組み体操における事故防止の指導上留意点」をもとに個々の児童の実態を踏まえ、安全に配慮した指導を行い、教員の役割分担や補助をする教員を増やすなど体制作りを改善し、練習時から当日に至るまで児童の事故防止に努めた。
- 短期間の練習だけでなく、学年の発達段階を考慮して、自分の体を支える運動を重視するよう、体育科の年間指導計画を見直した。
- 実技研修会で学んだ「3人扇」や安全で見栄えのする技を取り入れ、児童への負担を減らしながら、演技構成の工夫を行い、保護者からも好評を得た。
- これまで慣例により行っていた技（高さ・段数等）を見直し、児童の実態に合わせた演技構成を行った。

4 「文化交流ゾーン」について

三重県では、県総合博物館の開館を契機に、県総合文化センター周辺の各県立文化施設^(注)が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを、「みえ県民力ビジョン」等で明らかにして施策を展開しています。

文化交流ゾーンを構成する各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かして互いの連携を強化することで、これを一層効果的に実現できることから、三重県文化審議会に意見を伺うなどして、運営面等に関して検討を進めてきました。

現在の検討内容と今後のスケジュールは以下のとおりです。

(注) 県総合文化センター（図書館を含む）、県総合博物館、県立美術館

1 現在の検討内容

(1) 文化交流ゾーンの目的

三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献する「学び・体験・交流の場」となることを目的とします。

(2) 文化交流ゾーンの目的達成に向けた取組

各館等は、それぞれ魅力向上のための不断の努力・研究を行い、独自性を生かしながら関係法令やこれをふまえた使命等に基づく役割を果たすとともに、連携・協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行います。

これを効果的に行うため、次のとおり運営面等の改善を行う方向で検討を進めています。

①「文化交流ゾーン連携・経営推進会議」の設置

各施設の長（総合文化センターは指定管理者の代表等）、環境生活部、教育委員会、文化振興や生涯学習等に関する有識者等^(注1)で構成する「文化交流ゾーン連携・経営推進会議(以下、「連携・経営推進会議」という。)」^(注2)を設置し、各館の事業等に関して知の共有を行うとともに、連携の強化を図ります。

(主な所掌事務)

- ア 利用者及び県民の要望並びに社会の要請に十分留意して各館等が策定する事業計画等に関する協議・調整
- イ 事業計画の達成状況等に関して各館等が自己評価結果をふまえて立案する改善取組に関する協議・調整
- ウ 「文化交流ゾーン連携・協力計画」の策定・改定

- a 各館の事業計画の達成に向けた連携・協力
- b 公演や展覧会、講演・講座、調査研究をはじめとする各種事業における連携・協力
- c 広報及び営業活動をはじめとする利用者増加に向けた取組に関する連携・協力
- d 施設の利用に関する連携・協力
- e 多様な財源の確保や支出節減に向けた連携・協力

(注1)・有識者については、常任の構成員以外に、臨時的に専門的事項に関し識見を有する者の出席を求め、意見を聴くことも可とする

(注2)・連携・経営推進会議は原則月一回開催

・下部組織として、実務者会議（管理部門・事業部門）も設置

②一部指定管理の導入

既に、指定管理者制度を導入している総合文化センターに加え、新たに美術館、総合博物館、図書館の業務の一部に指定管理者制度を導入します^(注)。これにより施設管理の効率化を図るとともに、職員が学芸業務や司書業務といった基幹業務において一層専門性を発揮し、より良い県民サービスを提供出来る環境を整備します。

なお、指定管理業務の仕様については、現在、各館等と調整しています。

(注) 各施設の指定管理者は、同一の団体とすることを想定

(指定管理の対象となる主な業務)

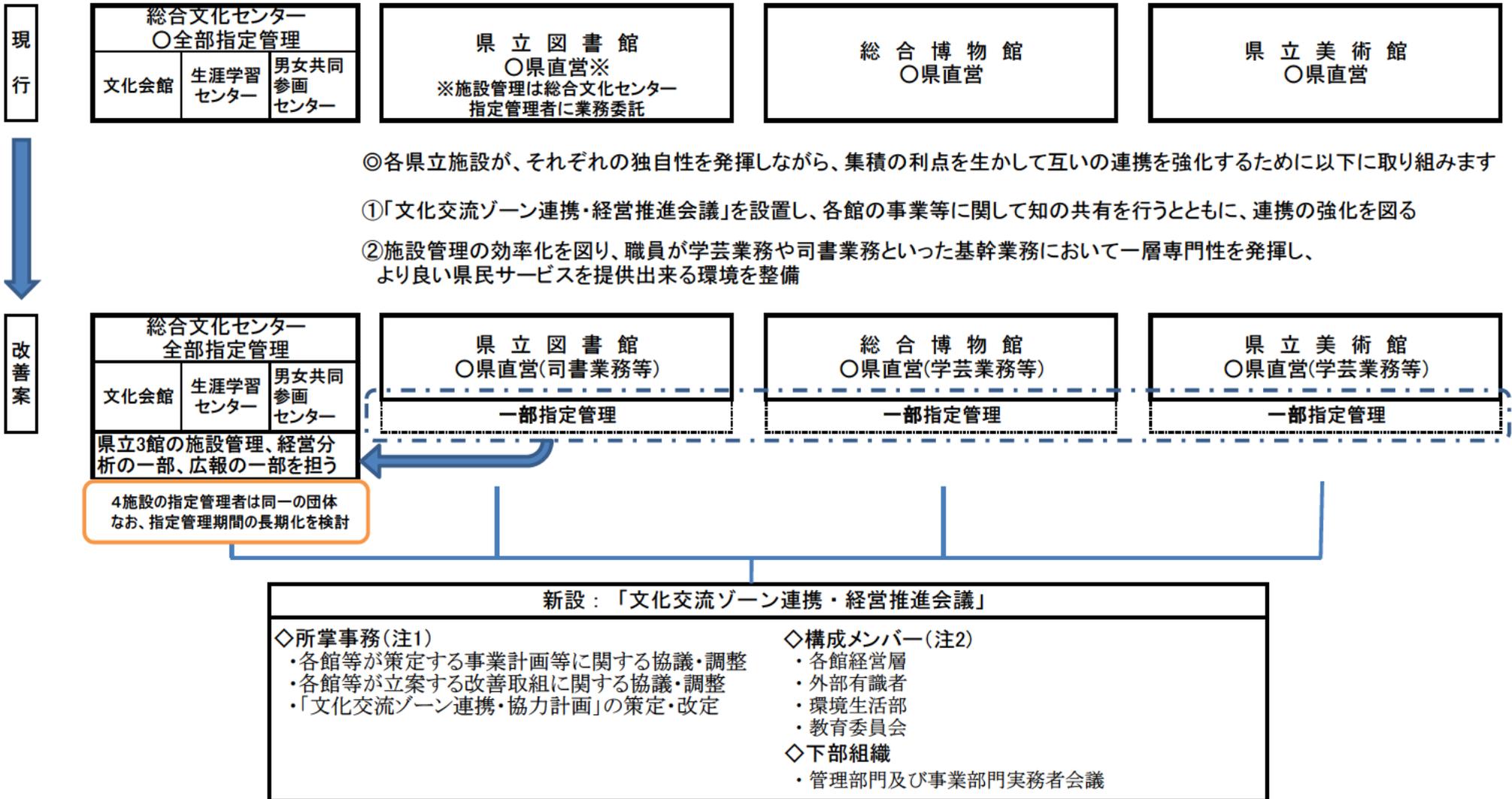
- ア 施設管理 ……施設や設備の保守管理、警備、清掃
- イ 広報の一部 ……ゾーン全体に関する広報
- ウ 経営分析の一部 ……利用いただいていない方のニーズ把握など、文化交流ゾーンや各館の経営に資する調査・分析

2 今後の主な予定

各館や関係部局との調整を進め、速やかに上記の仕組みにより運営等を行っていきたいと考えています。

平成 29 年	2 月	定例会会議に当初予算(指定管理に係る債務負担行為)、関係条例改正案(総合博物館、美術館及び図書館に一部指定管理を導入するための改正)を提出
平成 29 年度	6 月	指定管理候補者選定委員会を設置
	11 月	指定管理者の指定議案を提出
	1 月～3 月	指定管理協定締結 「連携・経営推進会議」構成員等の委嘱
平成 30 年度	4 月	「連携・経営推進会議」運用開始、一部指定管理導入

<文化交流ゾーン構成施設の今後の運営の仕組み・体制>



注1：経営資源配分は県が行う

注2：必要に応じて、専門的事項に関し識見を有する者等に出席を求めることも可

なお、常設のアドバイザーは設置せず、県立図書館、総合博物館及び県立美術館に設置している各協議会は存続

5 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について

1 概要

ユネスコ無形文化遺産保護条約第 11 回政府間委員会（於：エチオピアのアディスアベバ）において、平成 28 年 12 月 1 日（木）（日本時間）に、「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録の決議がなされました。

「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となって執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事です。この度、ユネスコ無形文化遺産登録に決定されたのは、国指定重要無形民俗文化財である行事 33 件で、本県の「桑名石取祭の祭車行事」（桑名市）、「鳥出神社の鯨船行事」（四日市市）、「上野天神祭のダンジリ行事」（伊賀市）の 3 件が含まれています。

2 これまでの取組

県教育委員会では、3 件の行事の価値を継承していくために、保存会等が実施する用具の修理や新調、伝承者養成などの事業に対して、国及び県の補助事業を活用して財政支援を行っています。

「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録に際しては、桑名市、四日市市、伊賀市への助言を行うとともに、文化庁、全国山・鉾・屋台保存連合会と連携した取組を進めてきました。

また、3 件の行事に関する映像を作成するとともに、関係 3 市との共催によるパネル展を県内や東京で実施しているところです。12 月 6 日（火）には、知事と関係市の市長、保存会代表が面談を行い、保存・継承、情報発信などの今後の方針について話し合いを行いました。

3 今後の対応

今後も、国や県の補助事業を活用した用具の修理や新調及び伝承者養成に対して補助を実施するなど、関係 3 市及び地元保存会と協力して、「山・鉾・屋台行事」の価値が保存・継承されるように努めていきます。

また、来年 2 月 26 日（日）に、三重県庁講堂において、三重県知事と「山・鉾・屋台行事」関係者とのトークセッションを予定しており、今後とも関係 3 市等と連携した情報発信を進めていきます。

<参考>

【三重県教育委員会・関係 3 市共催のパネル展実施個所】

- ・平成 28 年 11 月 28 日（月）～12 月 2 日（金） 県庁県民ホール
- ・平成 28 年 12 月 7 日（水）～12 月 11 日（日） 三重テラス
- ・平成 29 年 1 月 21 日（土）～1 月 29 日（日） 伊勢市立伊勢図書館
- ・平成 29 年 2 月 18 日（土）～2 月 24 日（金） 志摩市阿児アリーナ

【3市等による情報発信の取組】

○桑名市

- ・平成28年10月23日（日）ユネスコ無形文化遺産登録祈念体験講座（県補助事業）
- ・平成28年11月5日（土）～12月11日（日）ユネスコ無形文化遺産登録祈念特別展示「祭礼の美 ～石取祭と祇園祭～」 於：桑名市博物館（県後援事業）

○四日市市

- ・平成28年12月11日（日）国指定重要無形民俗文化財「鳥出神社の鯨船行事」ユネスコ無形文化遺産登録記念シンポジウム「天下の勇祭 富田の鯨船を語ろう！」 於：四日市市民会館（県後援事業）
- ・平成28年12月6日（火）～12月11日（日）鯨船山車の展示 於：そらんぼ四日市（四日市市立博物館）

○伊賀市

- ・平成28年9月11日（日）上野新町楼車見送幕完成披露イベント～ユネスコ無形文化遺産登録を祈念して～ 於：ハイトピア伊賀（県補助事業）
- ・平成28年10月23日（日）ユネスコ無形文化遺産登録祈念だんじりウォーク 於：伊賀市上野（県補助事業）
- ・平成28年12月1日（木）～平成28年12月27日（火）明治39年上野天神楼車写真展 於：上野図書館
- ・平成28年12月1日（木）～平成29年1月29日（日）「山・鉾・屋台行事」ユネスコ無形文化遺産登録記念 上野歴史民俗資料館特別展 「上野天神祭のダンジリ行事」 於：上野歴史民俗資料館
- ・平成28年12月18日（日）登録記念シンポジウム I部「ユネスコ無形文化遺産に至る経過について」、II部：「日本の祭文化と上野天神祭について」 於：上野西小学校（上野文化美術保存会主催）
- ・平成29年1月14日（土）ユネスコ無形文化遺産登録記念 お囃子体験教室 於：上野歴史民俗資料館（県補助事業）

【「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録に至る経緯】

- ・平成21年9月：「京都祇園祭の山鉾行事」（京都府）、「日立風流物」（茨城県）がユネスコ無形文化遺産に登録される。
- ・平成23年11月：「秩父祭の屋台行事と神楽」（埼玉県）、「高山祭の屋台行事」（岐阜県）のユネスコ無形文化遺産登録への提案が、既に登録されていた「京都祇園祭の山鉾行事」、「日立風流物」との類似性を指摘され、「情報照会」の決議を受ける。

- 平成 26 年 3 月：日本政府が「京都祇園祭の山鉾行事」、「日立風流物」を拡張し、国指定重要無形民俗文化財 32 件を「山・鉾・屋台行事」としてグループ化してユネスコへの提案を行う。
なお、この 32 件には、本県の「桑名石取祭の祭車行事」（桑名市）、「鳥出神社の鯨船行事」（四日市市）、「上野天神祭のダンジリ行事」（伊賀市）の 3 件が含まれている。
- 平成 26 年 6 月：ユネスコの審査件数の上限（50 件）を上回る提案（61 件）が各国よりあったため、①無形文化遺産の登録がない国の提案、②複数国による提案、③同一サイクル内で他の提出国と比べて登録が少ない国の提案、の審査を優先するという「ユネスコ無形文化遺産保護条約の運用指示書」の規定に基づき、登録件数が世界第 2 位である我が国の審査が 1 年先送りされることとなる。
- 平成 27 年 3 月：日本政府が、「山・鉾・屋台行事」を、平成 26 年に国重要無形民俗文化財に新指定された 1 件を追加した 33 件として再提案を行う。
- 平成 28 年 10 月 31 日（月）：ユネスコ評価機関による「ユネスコ無形文化遺産への登録が適当」との勧告が発表される。
- 平成 28 年 12 月 1 日（木）（日本時間）：ユネスコ無形文化遺産登録が決議される。

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」(33件)

行事名	保持団体	府県名	市町名
八戸三社大祭の山車行事(平成16年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
花輪祭の屋台行事(平成26年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
新庄まつりの山車行事(平成21年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
日立風流物(昭和52年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
鳥山の山あげ行事(昭和54年国指定)	鳥山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成15年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
秩父祭の屋台行事と神楽(昭和54年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
川越氷川祭の山車行事(平成17年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
佐原の山車行事(平成16年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
高岡御車山祭の御車山行事(昭和54年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
城端神明宮祭の曳山行事(平成14年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
青柏祭の曳山行事(昭和58年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
高山祭の屋台行事(昭和54年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和55年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
大垣祭の軸行事(平成27年国指定予定)	大垣祭保存会		大垣市
尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和55年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
大山祭の草山行事(平成18年国指定)	大山祭保存会		犬山市
亀崎潮干祭の山車行事(平成18年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
須成祭の車楽船行事と神霞流し(平成24年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
上野天神祭のダンヅリ行事(平成14年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
桑名石取祭の祭車行事(平成19年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
長浜曳山祭の曳山行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
京都祇園祭の山鉾行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
博多祇園山笠行事(昭和54年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
戸畑祇園大山笠行事(昭和55年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
唐津くんちの曳山行事(昭和55年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
八代妙見祭の神幸行事(平成23年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

くわないしどりまつり さいしやぎょうじ
「桑名石取祭の祭車行事」(桑名市)

桑名石取祭の祭車行事は、桑名市中心部に鎮座する春日神社（桑名宗社）に対して行われる行事で、氏子町内から祭車と呼ばれる車が出され、鉦、太鼓で激しく囃しながら曳き回される。

この行事は、本来夏の禊ぎ祓いの意味を持ち、清らかな石をとって祭地を浄める祭りで、現在は氏子の各町内が11の組に分かれて参加する。

由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なものとして、平成19年3月7日に重要無形民俗文化財に指定されている。



とりでじんじゃ くじらぶねぎょうじ
「鳥出神社の鯨船行事」(四日市市)

鳥出神社の鯨船行事は、毎年8月14日と15日に、四日市市富田地区の北島組・中島組・南島組・古川町の4つの集団で行われる、鯨船と張子の鯨を使い、捕鯨の所作を行う行事である。

この行事は、鯨突きが象徴する漁撈が漁村にもたらす豊かな生活を祈念する意識を背景に、風流行事の中に捕鯨習俗を取り入れて伝えているものである。

由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なものとして、平成9年12月15日に重要無形民俗文化財に指定されている。



うえのてんじんまつり だんじりぎょうじ
「上野天神祭のダンジリ行事」(伊賀市)

上野天神祭のダンジリ行事は、三重県伊賀市に鎮座する菅原神社（上野天神宮）の秋祭りとして行われ、印、ダンジリ、鬼行列などが町内を巡行する行事である。10月23日は宵山、24日は足揃えの儀が行われる。25日は本祭りで御輿の渡御に続いて鬼行列、印、ダンジリが巡行する。

この行事は、上野の町の神が宿る神輿、各町の神が宿る印をダンジリが囃す形式をとることが特徴とされ、伊賀を代表する秋祭りとして広く知られている。

由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なものとして、平成14年2月12日に重要無形民俗文化財に指定されている。



6 審議会等の審議状況について（平成28年9月15日～平成28年11月20日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成28年10月25日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 藤原 正範 委員 浅川 由子 他6名（出席者計9名）
4 諮問事項	次期県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>次期県立高等学校活性化計画（仮称）を策定するにあたって、県立高等学校の活性化方策および規模の考え方について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>1 県立高等学校の活性化方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（2）社会とつながり貢献する力の育成」と「（4）地域で学び地域を活かす教育の推進」を統合するなど、構成を一部変更した方が分かりやすい。 ・人権教育の推進にあたっては、生徒一人ひとりの個性や生き方を互いに認め合い尊重される多様性の視点が大切である。 ・運動部活動活性化や競技力向上にかかる記述が少ない。外部指導員の招へい等の取組を位置づけるべきではないか。 ・文化部活動で身につけたスキルを生徒が自主的に地域で活かしていくという視点が大事である。 ・卒業生が大学や社会のことを現役生に教えるなど、卒業生のネットワークを活用していく取組が高校の活性化につながるのではないか。 ・利用しやすい奨学金制度に加えて、高校卒業後も生活していける、自立していけるといった視点が大切である。 ・企業の現場や実態を知る取組は、職業系専門学科の生徒だけでなく進学校の生徒にとっても重要である。 ・教員の資質向上のため、修士・博士の採用枠を設けたり、学校現場で必要とされていることを大学の講座として設定したり、指導主事が大学で講義するなど、教員の採用・養成段階の取組を充実する必要がある。 <p>2 県立高等学校の規模の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質の保証や生徒の社会性育成のため、高校には一定の規模が必要である。小規模校を存続する場合には、例えば地域振興のために戦略的に重要な学校であるなど、積極的な理由が説明できないと県民の納得は得られない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高校においては、多様な人と交流し、多様な経験をすることが大切である。規模のある学校には多様な生徒がいるため、個性の強い生徒でも孤立することなく高校生活を送ることができる。 ・地域の特色を生かした職業専門学科を設けることが小規模校の活性化につながる。大規模校よりも小規模校の方が特色を出しやすい。 ・小規模校はデメリットよりも、一人ひとりの子どもに手が届くことなどメリットの方が大きい。授業や部活動で他校との交流を推進することにより、小規模校のデメリットを最小化することができる。 ・小規模校では運動部活動の種類が限定されるというデメリットについては、種目のターゲットを絞り、指導の充実を図ることでメリットに変えることができる。 ・小規模校を存続するにあたっては、地域からの積極的な支援が必要不可欠である。校内の取組を活性化するだけでは存続は難しい。
6 備考	次回開催：第4回 平成28年11月14日

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成28年11月14日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 藤原 正範 委員 浅川 由子 他6名（出席者計9名）
4 諮問事項	次期県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について 小中連携教育・小中一貫教育について
5 調査審議結果	<p>次期県立高等学校活性化計画（仮称）の中間案（素案）および小中連携教育・小中一貫教育について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>1 次期県立高等学校活性化計画（仮称）中間案（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方に生命を大切にする教育や労働に関する教育が追加されたことは意義がある。 ・構成を変更したことにより、三重県の特性を踏まえた職業教育に関する記述が弱くなったと感じるので、記述に工夫が必要である。 ・高校は小中学校と異なり通学範囲が広いので協議会の設置など地域と一体となった活性化の取組は難しい面もあるが、工夫して取り組んで欲しい。 ・幼稚園との連携に関する記述があるが、連携の対象は保育所や認定こども園もあるのでそれが分かるようにすべきである。 <p>2 小中連携教育・小中一貫教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津市では来年度から義務教育学校を設置する。小中一貫教育は教育内容の充実や中1ギャップの解消等の面で効果が大きいと考えている。 ・小中一貫教育が導入され、どのような成果や課題があるのかを丁寧に情報共有していくことが県の役割として重要である。 ・教育制度が大きく変わる時期なので、県には教員配置等の面でサポートを期待したい。 ・小学校と中学校の教員間には意識の違いがあるので、人事交流を進めるなど意思共有を図っていくことが重要である。 ・小中一貫教育は非常に大切な取組であり、情報共有や人事交流に加えて、小中一貫教育に関する研究や研修を大学等とも連携しながら進めるなど、理論的・実践的に市町をバックアップする取組を県が進めていくべきである。
6 備考	次回開催： 第5回 2月予定